

第3回 明石市市民参画条例検討委員会 議事要旨

日時 平成22年11月5日(金) 18:30～20:30

場所 男女共同参画センター 会議室3

出席委員：角松会長、武久委員、高岸委員、松村委員、宮川委員、森川委員、平岡委員、小島委員、梅木委員、八田委員

1 市民参画方法(特別装備)について

(事務局)

ただ今から、第3回明石市市民参画条例検討委員会を開催させていただきます。それでは、まず資料の確認からさせていただきます。「資料1 (仮称) 明石市市民参画に関する条例(素案) 市民参画条例全文イメージ」「資料2 住民投票制度について」の2つですが、お手元に資料は揃っていますでしょうか。

資料1についてご説明させていただきます。この資料は、市民参画条例の全規定についてのイメージを事務局で作成したのですが、まだ、条文化はしておりません。それぞれの条のうち、「考え方」が記載しているものと、記載していないものがありますが、「考え方」の記載がないものは既に検討委員会で検討した項目となります。なお、既に検討委員会で検討した事項のうち下線が引いているものがありますが、これは、検討委員会の検討を受け変更したものです。例えば、審議会等の男女比率の規定や年齢の公表の削除などです。それでは、会長よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、第3回会議に入りたいと思います。今回事務局の方から、市民参画条例の全体像としてこういう感じになるのではないかと資料を出していただいたわけですが、先程お話がありました通り、もちろんこれが最終案というわけではありません。これまでに審議した部分と審議していない部分についての一応の現段階の考え方をお示しいただいたものとご理解いただければと思います。その上で、ただ今日の会議の進め方を確認する上で資料1の条例の全体像をご覧いただければというふうに思います。これまで当委員会でどの条文については既に審議して今日どれを取り上げる予定で、次回以降どれをするというふうなことを見ておきたいと思っています。

まず条例の資料1の2ページ、第1条ですけれども、未審議ということでございます。今日ここまで進むことができればと思っております。第2条も同じく「目的」、「用語の定義」についても未審議です。それから第3条には「市民参画の基本原則」というのがあり、それから第4条「市長等の責務」、第5条「市民等の役割」というのが

あります。この第1条から第6条までが理念的な規定、それから定義の部分になるのではないかと考えられます。続きましては10ページの第6条、市民参画の対象というのは第1回の会議にてご議論されているところでございます。第7条の「市民参画の手法」というのは前回第2回にご議論いただきまして今日も引き続き議論するところでございます。第8条でございますけれども、まだ議論していないところでございます。今日出来れば皆さんにご意見を伺えればと思っているところでございます。9条、10条というのは比較的技術的な規定で何かご意見があればというふうに考えているところでございます。ここからは具体的な各手続についての規定ということになります。第11条「意見公募手続」、いわゆるパブリックコメント、第12条「審議会等手続」、第13条「審議会等の会議の公開等」、第14条「意見交換会手続」、第15条「ワークショップ手続」、第16条「公聴会手続」、ここまでは市民参加の方法のいわゆる標準装備ということで前回議論の対象としたところだと思います。もちろん今日もそれについて議論がありうると思います。そして今日はまずご議論いただきたいのは、17条、それから18条の「政策公募手続」、「政策提案手続」になるかと思えます。それから19条では「その他の市民参画手続」という規定がございます。20条「市民が自発的に提出した意見の取扱い」ということになります。ここまでは今日審議することが出来ればと思っております。それから21条については市民参画推進会議というものがございまして、これは多分次回ということになるかと思っております。22条は委任規定、比較的技術的な規定ということになるかと思えます。

さて、20条についてやや実際的に意味が分かりにくいのではないかというふうにご意見を伺ったので、簡単に事務局からご説明いただけますでしょうか。

(事務局)

20条についてご説明させていただきます。市民参画手続につきましては、先程もご説明があったかと思いますが、意見公募手続から政策提案まで市の方がご用意したというか、手続がこれによって市が行います。市民参画手続を施策の実施について行いますということなのですが、そのほかに実際問題としては、それ以外で市民の方は色々な市の施策等に対して個人で色々な要望とか提案等をしていただくことができることとなっております。それも参画の1つなのですが、それを1つ1つのやり方としてするのはなかなか難しいということからいわゆる自治基本条例においてもありますように、22年4月1日から法令遵守に関する条例というものを明石市も作っております。その中で、後ろの方の資料を見ていただきますと、資料3の35ページ、「明石市法令遵守の条例逐条解説」を抜粋してございまして、要は市の機関は市民の市政の参画と協働、実現するために要望、提案についてはそれぞれこの規定に基づいてお受けし、お答えするというふうなことにしております。その方法等は今回のそこにあります35ページから45ページまでに大体書いてありますが、要はそれで市の方に個別の意見が寄せられた場合には、それを要望提案等として記録して市は応答するなりをしながらそれをお受けするというような制度がありますもので、そちらの方で手当

していきたいと思っております、この件に関しましては以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。私の理解するところでは、市民が色々市の機会に対して要望することがあるわけですが、37ページにある第32条でそれを市の機関としてはきちんと記録しなければならない。そして43ページの35条のところをそれをきちんと管理してその概要を公表しなければならない、ということが一方であると。他方で中には要望提案と称して実は不当な要求ということが起きることがあるかもしれませんので、そういったことについては、記録した上できちんと受けていくのだということが大体この条例の趣旨ではないかなと理解したところでございます。そういうことを受けて26ページの方では、この市民参画条例の20条でも市民から自発的に提出された意見等についてはきちんと記録し、万一不当な要求があった場合は今申し上げたような手続によって処理するということを定めようとしているというふうに理解いたしました。

ということで、大体条例の全体像を見た上で、今日やりたいということですが、市民参画の方法についてまず標準装備、それから前回の議論についての確認、それから発展装備というふうに、それからこれからの他の論点に進んでいきたいと思っております。

若干その上で資料の説明をさせていただきます。本日資料の1に加えまして、資料2の住民投票についての記載がございます。これについては後で事務局の方に趣旨等も含めてご説明いただければと思っております。それから皆さんに参考資料として2つ配布されているかと思っております。1つは市民参画手法について予想される論点というもので、これは私のほうで議論になると思われる点をピックアップしたものでございます。あくまで参考ということでございますので、これらについて限定する趣旨ではございませんが、出来ればこのような点につきまして、またこれに加えてご理解いただければというふうに思っております。

それから前回の傍聴された方からのアンケートというのがまたお手元に届いているかと思っております。傍聴していただいた方からのアンケートというのはあくまでこの委員会としては参考に取り扱うとして留めるということでございますが、もちろん委員の皆様がアンケートの中で取り入れるべきであるとか、議論すべきだというふうにお思いになった場合は、このアンケートを参考にしながら問題提起をしていただくのは大変良いことではないかなというふうに思っております。僭越でございますが、アンケートをこちらで拝見して、私の方でいくつか気付いたことを申し上げたいと思っております。大きく分けて、このアンケートのご意見では、条例の構成にかかる部分と、それから現在ここに出てきた素案に対してそれと内容的やや違うことが述べられている部分等とあるかと思っております。構成についての部分はひとまず置きまして、後者、内容的に違うのではないかなという部分について気付いたところを若干ピックアップしたいというふうに思っております。このアンケートの2ページをご覧ください。

と思いますが、3の市民参画の手法というところの1の②、アンケート調査というのが入れていること。それからその次の(2)①市民会議というのを入れるということが違いなのかなというふうに思いました。それから3ページの方ですけれども、市民参画の対象として現在条例案の方では6条の方でまとめている内容についてこのご意見では、それぞれの類型について市民参画を義務規定とするものと、努力規定というものに分けようというご提案と理解いたしました。それから4ページの方ですけれども、一番上の審議会等というところで公募市民を構成員に選任することを現在の素案の方では12条で努めるとなっているのですが、これを義務とするというふうにしたらどうかというふうなご意見かと思いましたが、また9のところでは審議会とパブリックコメントのところでは審議会を設置した場合と設置しない場合で実施についてやり方を変えていいのではないかとご提案があったかと思えます。それから4の10のところでは市民政策提案手続というものは設けなくては良いのではないかとご意見をいただいているところがございます。以上が内容に関わる点について現在の素案と違うところというふうなもので私が気付いたところがございますので、その中で委員の皆さんが取り上げる価値があると思われる点がございましたら、適宜ご発言をいただければと思います。

その上で、このアンケートの5ページ以下にその2というのがございます。ここでは市民参画では計画、実施、評価及び改善のすべての段階であるというご意見が寄せられた上で、現在の検討では計画段階だけに限定されてしまっているのではないかとご趣旨かと思っています。実施、評価についても市民参画手続を設けていくべきであるというご意見かと思えますが、これについて事務局の方のご見解を私の方から伺えればと思っています。現在計画・実施・評価・改善という参画の定義と我々の審議中の市民参画条例の関係、特にこの中において実施・評価についてどのように位置づけていくかということについて現在どのようなお考えをお持ちでしょうか。

(事務局)

自治基本条例の参画というのは確かに市の施策等の計画段階から実施評価改善、それぞれの段階において市民が主体に関わっていくことということになっております。実際この条例の素案を見ていただければ分かると思いますが、市民参画の手続として記しているものはどちらかといえば政策の計画とか策定の変更であるとかそういった計画段階のものが多く、あと実施については協働との関わりがある中で要はどうやって実施していくかという中で市民をどう巻き込んでいくかという、若干大きな広範的な参画、参加ということをするのかなと。私の考え方はどちらかというとも市民参画というよりも協働の条例の方で定義をしていったほうがいいのかと。評価については市民参画もやり方としては当然審議会なりパブリックコメントやアンケートをしたり色んな市民参画を求めるわけです。これは恐らく市民参画手続に馴染むのであろうかと。実施については中には、実行委員会方式で市民の方を巻き込んでいくやり方

の手法がある中でこの市民参画条例の中で定義するのはなかなか難しいと。となるとこの条例はどちらかと言うと市民参画の中の計画、立案それぞれに関わる市の手続を定める条例というふうに分けた方が分かりやすいのではないかという考えを今持っているところではあります。以上です。

(会長)

ありがとうございます。実はなかなかこの市民参画の仕組みと計画・実施・評価・改善の区別とをどうすりあわせるかということに難しい部分はあるかなと思うのですが、今の事務局のお考えは、実施という部分についてはむしろ協働条例という別の条例の方でやっていくことでかなり盛り込むことができるのではないかということ。評価についてはむしろ市民参画という概念に馴染むのだけれど、今のところ原案として出ていなくて、まだ取り扱いについて少し迷っている段階だと。というふうな理解でよろしいでしょうか。評価は別条例ということですよ。

(事務局)

評価についても一応政策評価については別条例を立てる考えもあるのですが、多分その評価の仕方の外部評価と内部評価と何をやるということと、多分やる手法によってはこれからリメイクされていってこういう仕方だなという中には入るのですが、対象事項が若干違ってくるので、別条例を立てるという考え方を現在持っているところではあります。

(会長)

分かりました。基本的には別条例が予定されているということではありますね。以上が傍聴者からのアンケートに関することではあります。他にこの中で取り上げるべきだという意見がございましたら委員の皆様で適宜取り上げていただければと思います。

僭越でございますが、もう1つの参考資料ということで、論点表というのを作らせていただきました。前回様々なご議論をいただいたところではあります。まず標準装備というものについては1番から3番まで色々論点があるのではないかと思います。まず意見交換手続については前回名称についてのところで若干議論がございました。公募とするのか提案、あるいは提出とするのかそれともパブリックコメントにするのか、というふうなことが議論になったかと思っております。提出意見者の範囲というのを明石市市民参画条例という「市民」の定義と資料1の方ですと第2条にあります「市民」ということで、結局は5ページである自治基本条例の2章の1項1号、「市内に居住する者、市内で働き、若しくは学ぶ者または事業者等」という定義がございましたが、それと一致させるのかそれともそれより広くした方がいいのか、それともそれより狭くした方がいいのかという点が議論になるかと思っております。事務局にお尋ねしたいのですが、現状の条例でこの範囲はどういうことになっているのか、直

ちに読み取れなかったのですが、どういうことになっているのでしょうか。

(事務局)

今までの議論を踏まえまして、前回資料の中では提出できるものの範囲ということとそれぞれ通学している者とかそれぞれ個別に分けて、最後に包括規定で施策等に関して要は関係のある方ならできますよと。ただそれぞれの事案に応じて市長の方がその提出できるものの範囲を広げたり狭めたりすることができるというふうな規定をおいておりましたけれども、結局は行政手続法の意見公募手続というのが対象者が誰ということもおいてなく、しかも私共の考えではそれと並行して行政手続条例を一部改正というのを視野に入れておまして、そちらの方でも同じ様な意見公募、いわゆる命令を定めるときには意見公募手続しなさいという中でそちらの方では結局のところ、法の精神から申しまして対象を限定しないということを構想しておりますので、それを両者の均衡を図るといふ点からの結局のところ明石市の市民参画条例における意見公募につきましてもなかなか対象を限定するのは難しいのではないかといいところで、市民と施策の利害関係のあるものとなると全員になるのですが、対象限定せずに意見公募手続を行いたいと思っているところでございます。以上です。

(会長)

ありがとうございます。もしお持ちでしたら前回の資料6ということになるでしょうか。前回出された原案では意見公募手続を提出することが出来るのは住民と通勤者、通学者、市内の事業者、それから利害関係を有する者、ということの一応の限定がありましたけれども、現在はちょっと条文からははっきり読み取れないのですが、そうであれば条文を変える必要があるかと思いますが、むしろ国の現在の行政手続法と同様、全く限定しないという方向で検討中だということになるかと思えます。そういった方針でよいのか、それともやはり何等かの限定を設けたほうがいいのではないかといい点が今日の議論の対象になるかと思えます。

それから2番目の審議会というところは構成比率について前回男女比についての議論がございまして、3割というのを明記することになりました。それから公表事項については年齢が削除されたということでございます。

3番目の意見交換会、ワークショップ、公聴会について現在それぞれ資料1の方で14条から16条まで規定があるのですが、この様な規定通りでよいのか、それともこれまでの委員の皆様のご経験等をふまえてこういったこともルールにした方がよいのではないかと、といった提案があればご発言いただければと思います。

ここまでが標準装備ということになりますが、併せて特別装備についてのご意見をいただければと思います。まず17条の政策公募手続については、特に論点というものは用意しておりませんが、これはこれで良いのかそれとも他に盛り込むべき内容があるのか。それから18条政策提案手続について特に議論になりそうなのが、年齢、20歳以上ではなく18歳以上に限定する、というか広げるというか難しいところですが

れども、「誰でも」ではなくあるいは「20歳以上」でもなく「18歳以上」という年齢にしたこと。それから市民10人以上の連署ということですが、在住外国人もこの定義だと当然含むということですね。それから10人で良いのか。前回少なすぎるのではないかという意見も出ましたけれども、改めてご議論いただければと思います。それから提案が出てからどのような手続をするかということもこれと関連するかと思えます。現状では18条の3項のところでも市長等は提案者と意見を交換する場を設けることができる、というふうな規定になっておりましたが、設けるかどうかは市長の裁量である、それから必ずしも公開である必要はない、提案者と市長の1対1でも良いという考え方になっています。それで良いのか、という点があります。

それからこの政策提案手続を考えていく際、さらに2つポイントがあるかと思えます。この提案が対象事項に関するものであるかどうか。対象事項というのは6条ということになりますので市民参画の対象に入るものでなければこの政策提案手続の対象にはならないと思えますので、そうするとしばしば起きるのは、提案する人は第6条に書いておいてあると思っているのだけれども、市の機関としてはそうは思わない、となることがあるわけですのでこの時にどういった手続をとるのが良いのか、という部分も議論になり得るのかなと思えます。また今度は対象事項には合致するのだけれども、提案者の方としては非常に良いと思う提案が、様々な議論の結果市長の方として実施しないとなった時に、提案する人は不服を申し立てるような仕組みというのを設けることはあり得るのか。また今の2つの仕組みについて次回の議論と絡みますけれども、資料の方では27ページにある市民参画推進会議という審議会的なものの提案を設けたらどうかというふうな提案が出ているわけですが、そういったものを関与させるかどうかという点もあるかと思えます。以上私の方で勝手に論点を申しましたけれども、言うまでも無くその他こういった制度を設けたらいいのではないか、あるいはこういった手続についてはこういったルールを作ってはどうかということについて議論、それぞれのご意見をいただければと思います。ちょっと私の方で長く話させていただきましたが、それではこれから委員の皆様にとの点についての意見でもかまいませんので、ご議論をいただければと思います。宜しく願います。

(委員)

先に質問があるのですが、要望、あるいは提案の聞き方で私共地域の方からはここに出してくださいよ、ここに一切取り纏めますよということは市民相談課という窓口は聞いているのですが、現在それ以外に色んな形で担当課に直接お出ししたり、あるいは教育委員会関係では地域連携課に出せば大丈夫だという、そこらへん、あるいは正式名は忘れましたがスピード的に対応するために何かそういう新しい、そこらへんがどういうふうに一元化されているのかということとそれから色々な提案につきましては、私パソコンがないものでホームページを見ていないのですが、リストアップされてどこまで進んだか、あるいはどこまで解決したかと、そういうふうになると聞いているのですが、今後意見の提出、あるいは提案についてそういったことで1ヶ所

でまとめられるのか現状と併せてそれだけ先に質問したいと思います。

(事務局)

市民相談課というのはあくまで総窓口ですので、行政それぞれがそれぞれの所管で動いていますから、基本的に受けるのはそういうのを所管している課が受けて応答することになります。それを市民のデータベースを管理しているのが市民相談課で、こういうデータベースにそれぞれの所管が解決なり答えを出して、入力をしてそこで解決していくということになっていまして、どこに行ったら分からないとかという時の相談を受けるのが市民相談課だということです。

(会長)

後半についてのご質問についてはいかがでしょうか。一元的に見られるような仕組みなのか、進捗状況が確認できるかという点については。

(事務局)

パソコンでインターネットのご自宅にない方でも恐らくコミセンとか明石市の情報端末、2階にあるかと思うのですが、そちらの方ではご覧になれると思います。

(委員)

手段はそれだけですね。

(事務局)

そうですね。膨大な量ですのでそれぐらいしか。要はリストアップして紙ベースでお答えしていることはないかと思います。そのへんは良く分かりませんが多分そうだと思います。

(委員)

たまには紙ベースでくるのです。そこらへんが本当にまとまったものが市全体でそういう風になっているのかどうかという質問の意味と、今後それがどうなるのか、今おっしゃられたようにそれはそれで非常に立派な対応方法だと思うのですが、現状認識をまず確認していただきたいなど。私自身ペーパーで何回かもらっていますので。

(事務局)

市民相談課というのも公聴公募の一部分でありますので、そういうことは今までもしていたのですが、要はそれではいけないということで自治基本条例から発展して今後組織体制をしていくというところですか。発展途上と思っていただいた方が逆にいえばいいのかなど。これができて協働とか色々中があって、そういう付加部分が、恐らく実質的なものが作られていくのではないかということは感じています。そういうふ

うにしていく途上だと思っているところではあります。

(委員)

ある程度抽出してスピード、それはどういう区分けをしてスピード的に対応をするために、昔なんでもやる課みたいなことがあったのですが、ちょっとまず正式名称を教えてください。ちょっと忘れてしまって申し訳ないのですが。

(事務局)

市民相談課でスピード対応係という係名になったというそれだけの話で、結局やっていることはスピーディーに意見を聞くということで、何でもやるということではなく、それはスピーディーに聞いたところを原課に取次ぎをして対応させていきたいという思いから、とっていただければと思います。なんでもやる課でしたら逆に何でもやりすぎて、これは違う批判なのですが、要は自治が育たないという批判を浴びているのもある中で、そういう何でもやる場所ではないとっていただけたほうがいいかと。以上です。

(委員)

とりあえずそれで、はい。

(委員)

前回の中に話が挙がっていた「パブリックコメント」という名称なのですが、私自身が実は知らなくて、私だけかなと思って何も言わなかったのですが、うちの団体に持って帰って意見を聞いたところ、やはり若い人たちは「パブリックコメント」という言葉を知らない。40人に聞くとやはり10人ほどしか知らなくてあとの30人は知らなかった。やはり分かりやすい「公募」とかの方が若い人たちには分かりやすいと思います。それと政策提案の手続きなんですけど、さっき説明があったのでちょっと違いかもかもしれませんが、市民が住所を置くものと書いてあるのですが、そのことについてNPOの団体とか、活動は明石で行っているけど、住民ではない人もいて結構そういうところから提案が出たりするのではないかなと思うので、文章的に市民として住んでいなかったら駄目という感じにとれるのですけど。

(会長)

いかがですか、NPO等と市民の定義。自治基本条例上の位置付けになるかと思いますが。

(事務局)

例えば年齢条件など状況を勘案していくと1個1個自己申告以外調べようがないのです。もしくはそうなる住民票を持ってきなさいよというようなこともありましょ

うし、結局政策提案自体の内容が、別に政策提案の年齢をなくしても他の方法でも組織が出来ればその方法については限定したいと思っていたのですが、まだ検討の途上ではありますのでよく考えたいと思います。

(会長)

ちょっと条例の構成上分かりにくいのですが、3ページの2条でいう市民は事業者等を含みますので事業活動、また市民活動を行う者または団体になってますから、そちらにNPOを組まれる。しかし23ページの18条の政策提案手続等に関して言えば、18歳以上の普通は住民で、住所を有する者、いわゆる住民の10人以上でないとならないというふうな区分けがこの原案の段階だということですね。ですから他のパブリックコメント等についてはもちろんNPO団体でもできるけれども、政策提案手続に対しては今検討されている状態だということ。それが一応原案だということで、ご意見としてはとりあえずよろしいでしょうか。政策提案手続も含めるべきだというご意見ですか。

(委員)

手続がしたいなと思う時に、私は神戸なのですが出せないのだなという。代表としてでなく団体として出すのだったら市民の方もたくさんいるので、その中で自由に自分で出せることが出来るのかなと。でもそれが正しい出し方なのかなと疑問なので。それが正しくないと言われるのだったらやはり事業者というのを入れてもらうほうが正しい提出の仕方が持っているのではないかと思ったのですが。

(会長)

団体そのものに提出権を認めた方がルールとして正しい出し方ということではないかと。現実には10名以上の市民がいれば出せるが、むしろそれだったら団体を含めてもいいのではないかとご意見ですね。ありがとうございます。では次の委員をお願いします。

(委員)

特にないです。

(委員)

傍聴者のアンケートをこの間聞かれた方から出していただいてとても関心しているのですが、すごく良く聞いていただいているというか、すごく熱心に聞いていただいています、その中で市職員が審議会等の議論の中で公募委員は専門性が不足しているという意見がありましたが、「現状でも当てはまらない場合があると今後大きく変化していきます」と書いておられるのですが、それに対して私も同じようなことを感じていることが多々ありまして、私も専業主婦なのですが、中には専業主婦で

なおかつ資格も持っておられる方たくさんおられると思うのです。応募用紙の中に他の県の委員の審議会の応募用紙の中に記入する欄でそういう経験とかいう欄を足されたらどうかという提案をしてみたことがあるのですが、通ったか通らないかは分からないのですが、専業主婦の中でも専門的な知識を持っておられる方もたくさんおられると思いますし、ただ単に専門的な知識の無い方がなかなか見つからないのでというそういう意見があったのですが、それは疑問ではないかなと思うのです。もうちょっと応募の中の記入欄とかをもうちょっと工夫してみれば、いろんなお宝を持っておられる方は出てこられるのではないかなと、もっとそういうことで私も審議会で意見を言いたいという方も積極的に出てこられるのではないかなと思うので、もうちょっと工夫するとか応募用紙を工夫するとか何かできたら人材な発見というのはあるのではないかな。このアンケートの中に熱意がよく伝わりましたと書かれているのですが、発言の事で、なんか私は反対に傍聴者の熱意を感じてしまいました。色んなことを書いていただきましてありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。今回例えば条例案の方では審議会のところで特に公募委員の位置付けが出ていますけれども今のご意見は、公募委員が持っている知識、経験というものをどう活かすかということですね。公表の多様性については現状では12条に既に盛り込まれていまして年齢構成、地域構成、在職期間等についての規定がある。男女比については具体的な数字が出ていますけれども、それだけでなくで様々な知恵を持っている人をどのように拾いあげていくか。また職業の類型だけに限られない専門知識をお持ちの方がいるのではないかな、工夫して欲しいというご意見かなと思いました。

(委員)

私は行政の立場にありまして市民参画の機会を作っていく立場なのですが、素案を見ていますと例えば第14条の意見交換会手続きにつきましても、2項のところでは公表ありますけれども30日前に公表しろとかあるいは第11条でもそうですけれども、公表についても30日以上必要であるとかワークショップについても30日前、公聴会についても30日前という規定があるのですが、我々が提供していく立場なのですが、30日前に言うのはちょっときついと言いますか、準備期間が制約されるなという思いがあります。ただやっていかないといけないという意識はあるのですが、事務としましては厳しい面も出てくるかなと感じております。

(会長)

ありがとうございました。事務がきついというのもありますし、かえってこういうふうになると大変だから(ワークショップは)やらなくていいだろうという思いが起きるかもしれません。他方でこれくらい前には(公表を)やらないと知らなかったよ、

知らない間に大事なことが決まってしまうという問題もありますから、ちょっとこの辺りいかにも難しそうだと思いますのでそのあたりも是非ご意見等もいただければと思います。ありがとうございます。

(委員)

見させていただいて色々あるのですが、まず 11 条のところでは意見公募手続ですけれども、気になるのが具体的にパブコメをやるタイミングですよね。どの段階でそのパブコメをやったらいいのか、結構迷う場合があるのでそのあたりはどこかでそういうのを入れられないかなと感じました。それから 12 条のところですが今現在市の方で持っている指針でいくと兼業委員の制限ですね、1 人の委員があまりにいっぱい色々な市議会に出るのはどうなんだろうと。それで一人 5 回以内という制限を設けてます。更に審議会につきましては特別な定めある場合等を除いて人数制限を 20 名以内というふうに限ってるんですけども、その辺りがいるのかどうかという部分。それから 17 条と 18 条のところですけども、17 条は政策公募手続ということで 18 条は政策提案手続なんですけれども、先程の委員とだぶるのですが、その政策公募手続につきましては対象者に限っていないのですよね。第 18 条でいくと例えば市内に住所を有する者とかに限っている。そのあたりのバランスというのはどうなのかなと。そのへんを感じていました。

(会長)

ありがとうございました。今の意見とか前の意見、30 日の部分も含めてですけども、事務局としてはこのご意見についていかがでしょうか。パブコメのタイミングについて何か規定を盛り込めるか、審議会の経験の問題、それから政策公募手続の方では限定がないのに政策提案手続の方だけ住民に限定しているというのがどういう趣旨かということ。

(事務局)

意見公募、パブリックコメントなんですけども、これは使える方法としては最終段階だけというわけではなくて、使おうと思えばいつでも使えますということなので、あまり限定はしたくないという意味で入れていません。恐らく案の決定段階の前の素案について使われるのがほとんどかと思いますが、それは運用でカバーしていくという基準を新たに作ればいい話ですので、例えばずっと長くするような審議会の中では途中経過の中でどうですか、パブリックコメントを入れるのも悪い話ではないと思いますので、ただ入れていないというのが実態です。それと審議会の手続につきましては、今現在明石市の運用している第 1 回のときにも言っていたように、審議会でも基準がありますものでそれをわざわざリメイクしてないだけですので、必要であれば入れていくことは問題ないのではないかなと思っています。ですからそれは条例で明記したほうがいいのだということであれば、それは全く入れていくこ

とは構わないと思っております。政策公募手続きにつきましてはどちらかという市の方が原案というかそれを示して、対象が限定されているということでもなたからもいい意見をもらえればそれでいいのではないかとということだったのですが、18条の方はどちらかという、先程の意見と違うかもしれませんが、要は市民に関わる重大事項を市民でない方が言われるのがいいこともあれば悪いこともあるでしょうということの中でそれで納得ができるのかというとなかなか難しいのではないかとということがあって市民に限定した。例えば国の制度の提案について例えば諸外国の人が提案してきてどうだということと同じだと思うのですね。だから市民に限定させていただいたということが実際の考え方であるところでございます。以上です。

(会長)

ありがとうございます。今の点を含めまして後でご意見等いただければと思います。国の方の行政手続法の仕組みだと出来るだけ具体的なものにならないといけないということで割りと最終段階で予定したような規制が置かれています。今の原案の方では特にそれも置いてない、運用に委ねるといふふうになっているということですね。一般論として、パブコメは、早い段階でやったほうが色々変更の余地があるという点で良い点もあるし、かといってやはり流れが固まってからの方が人々も意見を言いやすいというところもバランスが難しいところかなという印象があります。国の方ではこれを最終段階でやると決めているのですが、今のこの原案ではそれは運用に任せる、というふうな決め方をしていると思います。

(委員)

2節の市民参画の方法実施方法についてですが、11条から16条あたりまでそこは主に市の方である程度の枠を示した中での市民の意見を集約するという方法ですが、18条は政策提案ですので、市民が市政に関心を持ったり、あるいは明石についても居住する地域の問題であるとかそういうものを集約して提案できるという、そういう部分がありますので、私は地域活動を実践している者として、この政策提案手続は出来るだけ幅広く意見を求められるような内容であってほしいなというふうに思います。

(会長)

政策提案手続の方は幅広く意見が出せる方がいいというご意見だったかと思いません。幅広くというのは具体的にどういうことに。

(委員)

例えば18歳以上、あるいは10人という。そういう10人くらいはいいか、あるいはもっと少ないほうがいいのか、多いほうがいいのかというのは検討しないといけませんけれども、10人位で意見が出せるような体制であれば比較的やりやすいのではないかなというふうなことです。あるいは在住外国人の方ですね。そういった方も入

れていくほうがいいのではないか、そんなふうに思います。

(会長)

現状の18歳に下げている、10人くらいというあまり多くない数にしている、在住外国人も意見が言えるという原案の方でよいということですね。ありがとうございます。

(委員)

18条と、先程読ましてもらってよく分からなかったのですが、20条との関係が良く分からなかったのです。説明聞かせていただいても何が違うのかというのがわからない。20条の場合は6条に関わらず勝手に好きなことを言えると。ただし18条の方では市長が対応してくれるかもしれない、というくらいの差しか見えないので、一方で政策提案手続の18条は大変重いという位置付けで市民じゃなく住民だと言っている。そのへんがどうもバランスが悪いというかますます分かりにくいなという気がします。

要するに政策提案手続をわざわざ入れるならもっと効用があることが見えないと20条の誰でも勝手に言えることの差が分からない。そうすると設けている意味がない。よく分からなくなってくるのではないかなど。僕の中で分かりにくい、どうなんだろうなということ。そういう問題があってもいずれにしても特に18条だけにこだわるわけではないのですが、特に18条なんかは重要であればその色んな過程、要するに言ってみれば門前払いなのかとか市長の裁量でやるのかやらないのか、結論としてなぜ駄目なのか、というあたりの説明が必要。透明性というかそのあたりをきちんと持っていないとあまり上手く機能しないのではないかな。もちろん政策提案手続だけではなくて市民の様々な参画に関する事全てに透明性は必要なんやけど、特にこれは意識を持った透明性が必要というふうに考えております。

(会長)

ありがとうございます。私も18条と20条の関係が気になって、事務局に20条の説明を求めさせていただいたのですが、18条をつかう市民にとってのメリットというのがどこにあるかというのがかなり決定的な点になるのかなというふうに思いました。そのところちょっと説明できるような工夫が必要になるのかなという印象を持ちました。

(委員)

言い忘れましたが私も先程の意見に同感です。

(会長)

同じご意見でございますね。ありがとうございます。

(委員)

先程言われた委員の掛け持ちの件ですが、一応これ5件までに決まっているということですよ。実際にそれ以上というか5件も手を挙げた市民がいらっしゃるのかなと思うのです。だから別にこの箇所はそんなルールを作らない方がいいのではないかなと思うのです。実際に審議会で集まってやりますと、ある部署ではメンバーは一緒なのです。自治会長さんとかこう色々。すると当て職で何回も何回もその方って出られているのです。色んな場所で。忙しいくらいに出られている。市民だったら別に何件と決めなくてもやる気がある人はそれで応募してきてるんだし、ここで居眠りしているわけではないのだからそれは取ってもいいかなとちょっと思ったりもしています。

それからちょっと自慢にしているのが、明石で初めてワークショップをやり始めたのは私なのだと言いたいくらい、10数年前にワークショップ研修をやったのです。年間100本以上はずっとまちづくり関係を。ここになにも書いてはいないのだけれど、ワークショップというのはファシリテーターの力量次第のところもあるのもしてワークショップをやりますといった時に、内容もそうなのですが、もし分かればファシリテーターは誰かなというようなものを記載された方がいいのではないかなという感じがするのです。明石市で一生懸命ワークショップをやっているのだけれど、例えば神戸とか尼崎とかの人であまり明石のことを知らない人がファシリテーターをやるとちょっとずれてくるところがあって、よく私はそういう目にあっているので、私も10数年前からやり始めた時に色んな市に行った時に、すごく気を遣ったのです。この市のことを知らないのにファシリテーターを使うまちづくりのことをしていくというのは、要するに道先案内人ですから、平等に色んな意見を取り入れて組み立てていくというそのプロセスがすごく大事なので、すごく気を遣ったことがあるので、ファシリテーターが誰なのかが、これからやるのだったら大事なポイントではないかなと思います。ちょっと皆さんに考えていけないといけないかなと思うのですが。

それから18条で、市民の、明石のことをやっていて、他市の人にとりいう部分でずっとまちづくりをやっていて感じるのは、まちづくりを題材にして儲けている人もいますね、やっぱり。利害関係、利権関係が絡んでくると、その人が他市の人だったら責任ないんですよ。自分が儲かるようなことをしているのが多々見えたりするので、その部分の決まりみたいなものを決めておいた方がいいかなと思います。ちょっとそういう場面ってあるのでね。よく見ているとこの人神戸市なのだけれど絶対まちづくりを隠れ蓑にして儲けているのではないかなというようなこともあるのです。それだったらもう少し明石市のためにしてよという。提案手続としては、ちょっとポイントとしては良く考えたほうがいいのではないかなと思っています。公募というのは本当に色んな人が集まってくればいいと思うのですが、実際に提案して市長とどうなった時は、最後に責任を取れないようなのがあるので明石市民ではないといけないのでは。

(会長)

今の 18 条のところ、提案出来る要件をもう少し狭めていくということでしょうか。そうすると狭めるとしたらどこでしょうか。年齢要件でしょうか。それとも市民 10 人を増やすということでは。

(委員)

10 人のところですね。

(会長)

市民の数を増やした方がいいのではないかとということですね。

(委員)

それとさっき NPO 法人というのが出るのだけれども、法人化されていない任意団体でも立派な団体があったり、協議会があったりするの、NPO 法人という名称ではなくて、これを例えば市民活動団体とかそういう言葉も入れているほうが。NPO 法人にしているからといってそこがちゃんとした活動をしているかということとそうでない時もあるし。任意団体というのがやはりあるので、全体の括りとしては市民活動団体かという易しい言葉が必要ではないかなと思います。

(会長)

最後の点でございますが、恐らく今のこの条例ですと、まずさっき確認されたように、18 条のところでは 10 人ということですね。それから 2 条の方の市民の定義は自治基本条例 5 ページの方になって、NPO は市内にある事業活動または市民活動を行うもの、または団体ですから、現状でも市民活動を行う団体というふうにゆるい定義となっているので、NPO 法人かどうかの区別はない定義になっているのかなという気がします。そのやり方でなくても NPO を特別扱いしなくてもいいんじゃないかというお考えですね。分かりました。ありがとうございました。今各委員の方々にご意見をいただいたところですが、比較的意見が一致したこと、特に異論もなかったことがある一方で、特に 18 条に関してはまだ色々と意見もあるところではないかなというふうに思います。

それでいくつかまず確認してきたいのですが、審議会等の委員の掛け持ちの件とワークショップのファシリテーターの件ですね。ファシリテーターの件ですが、これはご提案としては、例えばワークショップは 15 条の方で説明があるのですが、この中で次に係る事項を公表するものとするということに例えばファシリテーターを誰かという事を、公表事項の中に含めるというふうな提案ですね。

(委員)

入れたほうがいいと思います。

(会長)

分かりました。実現可能かどうかということを経務局でお考えいただく必要があるのかなと思います。今の委員のご意見について、掛け持ちの点ですが、ちょっとお尋ねしたいのですが、現状は5件であって公募市民と学識経験者とか市の職員とか色々あると思うのですが、全部に適応しているということによろしいですか。

(事務局)

実情を申しますと、公募市民の方で5件関わられている方はほとんどいらっしゃらないです。ですからどちらかということ市長等を縛る、どちらかということ市長と行政側から有利な方を任命する件数があまり多いといけないよということがこの5件なのであって、公募の方が5件それぞれに何でも手を挙げられると言う事は多分いらっしゃらないし、ご興味のあることとかないこととか色々あると思いますので、そこはないと思います。

(会長)

公募市民というよりそれ以外の方についての規制だということによろしいですね。それからファシリテーターの公表は実現可能でしょうか。

(事務局)

恐らく民間団体がやられる講座やワークショップで慣れている人を呼んでとそういうことになるかと思うのですけれども、ちょっとなかなかそこはワークショップのそれぞれの規模とか課題が色々ありましようし、なかなか難しいと思います。検討しても恐らく良い答えが出ないかと思ひます。

(会長)

ご検討いただく際に、事前公表は確かに難しいかなと思ひますが、ただ私もワークショップはそんなに分からないのですが、ファシリテーターの運用に関しては重要なところで委員のおっしゃる通りだと思ひます。そのへんの注意を払っていただくことが大事なのではないかなと思ひます。

ご意見ありがとうございました。私の方でいくつかまとめさせていただきますと、1つは市民からの意見というのをきちんと一元管理、データベース化されていくのかという点がありました。それからまたパブコメの名称についてはカタカナはわかりにくいのではないかというご意見がありました。そして、公募委員の専門性、それから様々な知識、経験を実現するための工夫と言う意見が出ました。それから後は説明会について、30日前という準備期間が果たしてどうなのかという意見が出たかと思ひます。またパブコメのタイミングという意見が出ました。このあたりが色々出たと

ころで、

それから 18 条についてはかなり議論が集中したところかと思います。まずは対象をいわゆる住民に限定するのが良いのかどうか、NPO 等も含める可能性があるかどうかという問題。それから提案意見者を 10 人以上という縛りはきつすぎるとのご意見と、ゆるすぎるとのご意見と両方出たのかなと思います。また 18 条を 20 条と区別して設けるのであれば、わざわざこれを設ける市民にとってのメリットがどこにあるのか。それに応じた透明性であるとかあるいは理由規定等の手続をきちっとしていかなければならないのではないかと、というふうな意見が出たところではないかなと思います。

それをふまえて委員の皆様には、今まで出てきた点、あるいは思いついた点、何でもご意見をいただければと思います。事務局のほうにも今の 18 条を使う市民にとってのメリットというのはどの辺りかというのにお考えがあれば、あるいは庁内検討会に参加された委員からは何か。あるいは例えば透明性の原則であるとか理由規定のようなものを盛り込んでいくようなことということはあるのかどうかということだと思います。

(委員)

庁内の検討会ではこの部分についてあまり意見は出なかったのですが、メリットというのはその重さが違うというのが 1 つではないかなと思います。私もこちらの 18 条と 20 条の関係につきましてはどうなんだろうと考えまして、要望提案等につきましては、こういった対応をしますということですからそういう提案との区別は結構難しいかなというように正直思っています。実際問題使うにあたってはこの 18 条を使いますとこの要件でしたら 20 条の提案もございます。条例等で提案できるのではないかと、というふうな部分もあるのかなと思うのですが、いずれにしても検討する必要がある。

(会長)

ありがとうございます。やはり 18 条を使うことにどういった市民のメリットがあるか、非常に重要な点ですので、いま出されたような何かの原則である、あるいは私が申し上げたような何らかの手続を決めていくという方向性、あるいはそれも仮に難しいのであるならば、やはりここで出たものはとても重く受け止められるのだろうと考え方にはっきり書き込む、これらの形でそういったことが分かるような工夫をしていただければと思います。一番今のところで分かれたのが提案の要件という点があるのですが、その点などについても、一回り回ったところでご意見ございますでしょうか。

(委員)

これはどの程度重く考えるか、まさにそれにかかっていると思うのですが、とて

も重く考えるのであれば、市民 10 人はハードルが低すぎると。その代わり受けたら門前払いではなくて相当真剣に対応しないとイケないという、どこまで重いのかという覚悟の持ち方をしてないで重い、重いといっても始まらないと思います。1t の重さなのか 30kg の重さなのかそのところの割合を少し考えないと、要するに 18 歳未満でいいのか、市民がいいのか、10 人でいいのか 10 人以上がいいのかということはなかなか解決しないのではないかなというふうに思います。

(会長)

そうですね。今までの議論では割と 10 人より少なくないかというのではなかったの委員、逆の意見を仰った委員ございますけれども今の点について何かご意見ございますでしょうか。

(委員)

手続きの仕方ですけど、20 条の方はいわゆるメモでもいいし、何らかの紙にちょっと書いて FAX で送ってくれという感じの程度と思うのですが、政策提案手続、連署とかあるいは色々書式というのが絡んでくるのでその重みの差を含めたら、あるいは内容の差、簡単に出来るものと出来ないもの、そういう言い方すればあれなのですが。やっぱり人数についてはもう少し多い方がいいのではないかなと思います。それから手続をもう少しこんな手続があるのだということも必要かなと思います。

(委員)

人数なのですが、一部団体なんかで予算をいっぱい付けて活動の内容もそんなに大きくないのですが、いっぱいつけた活動については人数はやっぱり多くなかったら不安定で、植えついたり出来るので市民の 10 名以上もうちょっと多くてもいいんじゃないかと。

(委員)

今のところですけども、例えば、団体、私どもも団体ですけども、ここにあるメンバーが 2000 人いるのですが、それは政策提言をどんどんさせてもらっているのですが、そういう塊であれば、この人数はそれでいいというふうになっているのが一団体であっても、100 人しかいないような団体、10 人しかいないような団体、10 人以上というのは私共とつきましては色々必要なものが出てまいりますので、一般個人では、どうなのかなあと。説明しづらいんですけど。

(会長)

団体であれば 10 人以上であればその構成員の方も 10 人以上の連署を例えばそれでよろしいということですね。それでよいかどうかというような議論になっていくのでは。

(委員)

私共は必ず政策提言がありますし、後ろにじゃああなたはどんなことしてたんやと。いっばいついてきますのでね、回答しちゃったように小さな団体ではなかなかしんどいのです。

(会長)

ありがとうございました。それでは他に何か。

(委員)

37 ページの真ん中くらいの2の(2)なのですが、条文が「市が行おうとしている不利益処分」と書いてあるのですが、ちょっとぴんと来ないのですが、この表現が。

(事務局)

許認可で許さない、例えばここに家を建てますということで、申請された時に対して例えばここは駄目ですと。それは不利益ですよ。普通に法律に基づいた処理をするのに横から誰かを使っていやそんなことおかしいのではないかとごりおしすることは駄目ですよという意味です。

(会長)

1号のほうだから2号の不利益処分というのは、例えば営業停止だけでもといった話ですよ。ご意見ありがとうございました。どうもこの18条に関しては次回以降に継続せざるを得ないかなというふうに思っておりますところ。それから事務局の方に今比較的要件を厳しくして、その代わり重く取り扱っていこうという方向とそれから現状のままでいいのではないかというご意見と大体2つくらいに分かれているかなと思いますので、その前者の方、要件をちょっと厳しくしてその分取り扱いを重くするとどんな可能性があるのか、というあたりは候補を出していただくと次回以降議論がしやすいのかなと思います。選択肢が絞られてくるとどっちにしようかなというふうに決められるかなと思いますのでその点でご検討いただければというふうに思います。

それではよろしいでしょうか。この論点、活発なご議論をいただきましてありがとうございました。ひとまず18条に関しては残された議論がございますが、一応ここで一区切りとさせていただきまして、後は今まで出たような意見を事務局の方で可能な限り条文に盛り込むか、あるいはせめて解説に盛り込むというような形で対応をしていただければというふうに思います。

次に議論したいことですが、第8条ということになるかと思いますが。市民参画の自治原則についての議論ということになります。今出てきた手法と関わることで

はございますが、現在事務局の素案としてこういった8条というのが出ていますけれども、一応それについて若干ご説明いただけますでしょうか。

(事務局)

今まで18条のところを話してもらいました。市民参画手続を実施をしようとするときの考え方、市の考え方としてこういうふうにするんだよという原則を示したものです。ですから第8条の1項ですけれども、市民参画手続を行うときは対象事項のこういった性質で、影響とか市民の関心度とかを考慮しながら適切な方法を選んでください、選びましょうということですね。2項では市民参画手続を実施するときは、1個だけではなくて複数の方法を併用しながらやって下さいよと、やりましょうよと。3項は、意見公募は幅広く市民の皆様からの意見を集める方法なので必ず意見公募手続だけはやりましょうということになります。4項は効果的に反映できるような手続をとりなさいと。5項についてはその時期はその提出された意見が施策に反映できるような適切な時期を選んでやりましょうということを考える。5項については早い時期か遅い時期かというのはなかなか議論があるところではあるのですが、基本的にはなぜ市民参画が必要なのかということは、説明責任もそうなのですけれども、要は市民の皆様意見を反映させたいということが目的でありますので、そういった適切な時期を選んでやりましょうということを決めたものでございます。以上です。

(会長)

ありがとうございます。この8条市民参画実施原則というの、他市の条例はどこも、これにあたる規定を設けているところがございます。私なりにポイントを申し上げますと、意見公募手続を必ずやりましょうということが決められていることというのが1つ、それは最低1つやるということで出来れば複数、もう1つ何か考えてくださいということで2項の方で複数やるように努力しましょうということがあつたということが2つ目のポイントかと思つた。最後のところで5項のところ適切な時期という規定の仕方がされているのが1つのポイントかと思つた。これは条例によってこれが規定にないものもありますし、それから出来るだけ早い時期というふうな言い方しているものもありますし、この様に適切な時期、というふうにしているものもあるかと思つた。現在事務局のお考えとしては、12ページの一番下の方に説明があることかと思つたが、「一般的には出来るだけ早い時期に市民参画手続を行うことが効果的と考えられますが、施策が多種多様な課題として必ずしも早い段階の市民参画手続の実施は効果的とは限らない」という考え方から適切な時期、というふうな表現にしているのだというのが原案かと思つた。この8条について何かご意見等ございましたらお願いできればと思つた。

よろしいですか。ご意見が特になつたということ。私も概ねこんなところかなと。議論があるとすれば先程のより早いかが適切かということぐらいかなと思つたが、解説のほうにもありましたように一応早い時期が原則だということをお考えの上で

あれば確かに適切であるといってもいいのかなと思います。ありがとうございました。これら等につきましては、他の議論をしていく中でやはりこれはこうした方がいいのではないかということをおもいつかれることもあるかと思いますが、そういった時には遠慮なくここにかえていただければと思います。その上で、この市民参画実施原則についてはこれで一区切りとさせていただきたいと思います。

これからまだ検討していない規定についてご議論いただきたいと思うのですが、ちょっとこの段階で住民投票についての資料をご用意いただきました。第1回のときのこの委員会の検討課題として市民参画の手続の問題の中でも住民投票というのは市民参画の1つの手段なのだけれども、やや特殊な問題があるのでまず他の手続について議論してから、後で住民投票の方の議論に入るべきではないか、というふうなことを申し上げていたところです。特殊な問題があると抽象的に言っていただけでしたので、具体的にどんな問題がありうるのかという点を事務局に整理をいただきました。かいつまんで結構ですから、一体どんな問題があり得るのだということを事務局の方からご説明いただけますでしょうか。

(事務局)

資料2についてご説明させていただきます。先程の話もそうなのですが、市民参画の対応としては考えることは出来ませんが、どちらかと言うと二者択一的なものになる、どちらかと言うと決定の方の手続ですよという、今までの議論と若干違うというのではないかということです。明石自治基本条例の中ではいわゆる常設型の住民投票制度を導入することはあらかじめ定まっております、発議要件や請求手続、投票に付すべき事項や投票資格などについては別途条例で定めるということになっております。ですから、議論の中では常設型であるということと、あと結果尊重型と言いましていわゆる住民投票の結果については尊重しますよと、尊重して行動しますよということだけは決まっています、どういった内容にするかというのは自治基本条例の中でまだ定まっていなくて、住民投票条例は別に作りますということになります。じゃあその住民投票条例を作るにあたって、どういうことが大体検討項目になるかというのを表したのがこの検討項目の表であります。まず1番の住民投票の対象についてはここに書いていますように、どういったものを住民投票の対象にすればいいのかということがまず検討課題になります。どれを対象にするのか、どれを対象にしないのかというリストを規定していくというのがまず1点です。いわゆる住民投票の実施区域なのですが、住民投票については、普通はかける内容にもよるのですが、市全体に関わることというのを対象にするのであれば、実施区域は全市ということになりますし、もしそれぞれの個別の地区だけのものでも許すとすれば実施区域は逆に言えば限定して行うことも可能ではないかという議論もなされるのではないかというのが1つあります。住民投票発言及び投票権については、いわゆる年齢要件とか在住外国人の問題があります。それをどうするのかということになってまいります。4番の議会や市長等の発議については、要は住民投票については市民が発議するというのは基本です

けれども、市長とか議会が発議できるのかどうかということも若干問題になっていることかと思えます。住民投票条例を作るときは市の条例ですので、要は市長も発議できますし、議員も発議できるというのは当然なのですが、そうではなくて常設型の時にそこをどう考えるのかというのが1つの問題になってくるかと思えます。5項の署名要件ですが、何名の署名を集めれば住民投票が出来るのかということになっていきます。地方自治法のそれぞれの直接請求をするときにも人数区分が示されていて、大体50分の1か10分の1か、3分の1というところで区切りますと、大体明石の有権者の中ではこれくらいの数字の人数が、参議院選挙の有権者の中からはこれくらいありますよという、当然有権者ですから外国人も含めますと若干ぶれがある。また年齢要件が重なりますと若干ぶれがあるということにはなっています。6項の投票成立要件ですけれども、住民投票をしましたけれどもその結果、投票率が何%もいかなかったようなものを全市民の総意としていいのだろうか、というところの投票成立の要件というのがまず議論になるところであります。次の投票の選択性の設定ですけれども、その問題を○×方式のA案B案の二者択一型にするのかそれとも三者択一、四者択一といった色々な択一の方法をとるのかどうかも議論の対象になっていくところがございます。8の実施体制なのですが、実施機関は長になるのですが、実際は選挙管理委員会というところがやっていますので、それを選挙管理委員会でやらせるのかどうかというところの議論になります。投票期日なのですが、有効な署名が集まってから何日以内に住民投票を実施しなければならないとするのか、それとも例えば経費削減から長の選挙や国会議員の選挙の時にやればいいのかというような議論もあろうかと思えます。その時に問題になるのが当然に住民投票の案件によって選ばれるべき選挙人の利益、不利益も考えながらということになると思えます。10番の投票運動の制限というのはいわゆる選挙運動と一緒に投票勧誘やそんなことをした場合に罰則があるのかどうかということも議論の余地になると思えます。次に住民投票の投票広報については公費にするのかどうかということも、まずあとどういった方法で市民の皆様にお知らせするのかということもまず1つになってくるかと思えます。投票結果の取扱についても、明石の自治基本条例は非決定型という尊重義務を科しているところなのですが、それではなくて実際は決定型でもいいのではないかとことを再度問われることかも分かりません。次の執行停止制度ですけれども、住民投票でやろうとする施策について、住民投票の投票期日までに若干時間がかかってしまう場合にそれをとどめておけるものかどうか。住民投票をやることが決まっても期日が例えば50日後とか次の選挙になるときまでにやりますということにしてしまうと、それまでその施策をストップしておけるのかどうかということの問題があろうかと思えます。次に異議の申し立て制度と住民投票の再請求、いったん住民投票に付した同一事案についてはどのように取り扱うのか。例えばその時の情勢においては一旦否決になっても実は社会経済情勢の中で変わってしまったからもう1回してもいいのではないか。それは何年か凍結するのかということがこの15項になろうかと。こういった色々な検討項目があるというのが住民投票条例の題材

の規定の検討項目になると思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。住民投票は他の制度とはかなり違う、参加と参画、特に意思決定への参加というものはまた性質が違う色々な問題が出てくると抽象的に先程申し上げたのですが、この委員会でこれを取り扱うかどうかということについては現時点では決めていないというか次回にご議論いただこうと思っております。ただここであえて個人の意見を用いることをお許しいただけるなら後2回ではこれは無理なのではないかなと。私も最初のところで抽象的にはかなり複雑な問題であるというふうに申し上げていたので論点を整理してくれていたのですが、整理してもらおうと、ちょっと見てこれは無理だというのが正直というところでして、もしやるのならちょっと延長してやるしかないのだろうなというふうに思っているところです。後2回では無理だと思います。

少なくとも後2回で条例まで作ってしまうのは出来ないと思うのですね。ただ、もし可能だとするならばこの委員会で、その後検討するためのベースになるような様々な意見交換をやっていくことということは出来るのではないかと思っております。そこでどこに論点があるのかというのはあらかじめお示しするという目的。それで取り上げられるかということをご検討いただくという目的と、それからご意見等があるのならば次回、次の委員会に引き継いでいけるような色んな良い意見を出してもらおうということで皆さんに現段階でこういった論点表をお示したところでございます。

ということで次回もしこれについてのご意見等おありの方については是非出していきたいと思っているのですが、まず全体として今日の資料、今の説明の中でここがよく分からなかいという点があれば今お出しただければと思いますがいかがでございましょうか。

(委員)

分からないというより質問なのですが、11の住民投票における投票広報をどこで作成するのかということですけど、市でやらないとどういうところが想定されるのですか。

(事務局)

例えば住民投票を市長部局でやると、実は長がやりたいと言っていることと対立した住民側との中でどちらかが有利な候補になってしまうと困るので、じゃあ第三者委員会とか立ち上げてそこに委託してやるのかどうかというところが問題ではないのかなと思っているところがあります。

(会長)

例えば選挙管理委員会にやってもらうということはあるのですか。

(事務局)

それは有り得ます。

(会長)

それは有り得るということですね。市長部局でやるのか選挙管理委員会でやるのか。ただ選挙管理委員会というのも今まで普通の選挙でやることは各候補者から原稿を出してもらってそれを公表して配布するということなのですが、この場合もし住民投票の様々な論点表みたいなものを作ろうとすると、それは選挙管理委員会にお願いするのは難しいという感じになるということですかね。

(委員)

具体的に作業のイメージとしては。

(会長)

候補者であれば候補者に出してもらえばいいのですが、住民投票でどうしたらいいのかというのが問題になるのでしょうか。普通に考えると長の方で論点を整理してということになるのですが、それが本当に公平なのかという疑問が出てくる。そうすると別の委員会を作ろうかということになる。そうすると今度は本当にそんなことが出来るのかという問題になってくると思います。

(委員)

要するに限られた時間とか予算とかいろんな制約の中でじゃあ具体的にどこがするのかなというのは見えにくいなという気がします。

(会長)

他に何か気になった点等ございませんでしょうか。

(委員)

質問なのですが、この在住外国人の扱いで、今1万弱とか聞いたことがあるのですが、明石市内で。それが例えば有効投票資格者数50分の1であれば4743人なんですけれども、今在住外国人で投票権を持っている方はどれくらいいるのですか。

(事務局)

すみません。それはちょっと把握していません。

(会長)

在住外国人について議論する際には多分人数等についてデータに基づいて議論を

した方がいいだろうということでございますね。ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。それでは次回これについてこの委員会で取り組むかどうかをご決定いただくと共にそれにとらわれず様々なご意見を出していただきたいと思えますのでまたこの資料をゆっくりお読みいただきまして何か分からないこと等ございましたら随時事務局にお尋ねいただければというふうに思います。それでは一応住民投票についての議論というのは次回ということをお願いしたいと思います。

それでは市民参画条例現在資料1の方に戻りたいと思います。あとは、いけるところまでと考えておきまして、第1条から始め、2条はとばしていいかもしれませんが、そして3条以降というふうに進めていきたいと思えます。まず2ページの第1条について何か事務局の方から簡単なご説明をお願いします。

(事務局)

第1条なのですが、この条例を作る目的なり趣旨というものを大体条例は目的規定なり趣旨規定なりおくのでございますけれども、第1条はなぜこの条例を作ったかということを宣言している規定だと思えていただきたいと思えます。この条例は明石市自治基本条例の目的や理念に基づいて、要は市政への市民の参画についての手続きを定めるということで、最終的には市民自治によるまちづくりに寄与することを目的としますということでこの条例の制定目的を定めたものでございます。以上です。

(会長)

ありがとうございます。自治基本条例の委託を受けて作っているのだということを確認したことで、自治基本条例でも使われている市民自治によるまちづくりという言葉が使われているのが多分ポイントになるのではないかなというふうに思えます。もう少し、出来れば自治基本条例での市民自治という言葉の意味等についてもご説明いただけますか。

(事務局)

第1回の時に若干お話したかと思えますが、自治の基本は住民自治と団体自治と2つありまして、その中の市民自治というのはその地域による市民がその地域を治めていくのだということがいわゆる第1回目時のパワーポイントの基本原則とする中で言われていることで、最初は市民姿勢と市民参画と協働のまちづくり、情報の共有、3つの原則に則って、市民自治を行っていくという意味になります。以上です。

(会長)

ありがとうございます。以上が自治基本条例の市民自治についての概念のご説明をいただいたということで、何かこの1条についてお気付きの点等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。自治基本条例の市民自治というものをここで受けること自体は、基本条例の委託を受けたという性質上当然なのかなとは思いますが、もし今後議論があるとすれば何かこういったことも盛り込んだ方がいいのではないかということかと思えます。それでは一旦1条はここで一区切りとさせていただきます。

その次、2条をとばさせていただきまして3条にいければと思います。市民参画の基本原則というところですが、この点何か事務局の方でご説明いただけますか。

(事務局)

市民参画を行うにあたってお互いの情報共有を元にやっけていかないといけないですよ、という基本原則を定めたものです。ですから自治基本条例に則って市民と市長等がこの条例を運用していくにあたっての市民参画の基本となる原則を定めた規定と考えております。後はそれぞれの1.2.3に定めているという。以上です。

(会長)

ありがとうございます。市民参画の基本原則というか、条例全体を繋ぐ重要な点になるのかなと思えます。ちょっと紛らわしいですが、8条の方で出ていますが、こちらは市民参画の実施原則ということでして、市長等が市民参画の手法を実施する時にどんなことに気をつけなければならないかというところ、割と具体的なところ。3条の方はこの条例全体を貫く理念というか原則というかそういったことを確認したものではないかというふうになっているのかなと思えます。その市民の自主性というものから情報共有というものとそのお互いの特性を活かすということ、それからお互い対等な立場、市民、市長等が対等な立場であるということ。それからお互いに役割を理解するというふうな原則が述べられているかと思えます。その点についても何がお気付きの点、こういったことを盛り込んだ方が、あるいはこの点についてはこういった表現の方がより良いのではないかというふうなご意見等ございますでしょうか。

(委員)

会長にお聞きしたいのですが、「対等な立場」というのは、こういう文言はいるものなのですか。ここらへんがよく分からないのですが。普通市民参画することになると市民と市長が、この自治基本条例の理念とかいろんなことから言って対等だということわざわざ入れると、何か対等ではないのかという、基本的には。みたいな気がするのですよ。このへんが条例のこととかよく分からないのでお聞きしてみたいなと思いました。

(会長)

私自身もこれは非常に悩ましいなと思っております。多くの自治体でやはり「対等な立場」という文言は盛り込んでいますね。難しいですね。実は対等という時に、今

おっしゃられたような、当たり前じゃないかというご意見と、他方で市民というのは主権者じゃないかという考え方があるのですね。主権者と市長との関係を対等な立場というふうに言うのは逆に変なのではないかという意見があったりするわけです。

かといって、現実的には主権者だとはいっても現実には話す時には、やはりお互いが話し合う時に対等な立場を立とうということを確認した方がより良い話し合いが進むということもあるのでやはり入れているということなのかなと思いますが。元々市民が主人公であるということからすれば市民と市という団体、あるいは市長との関係をどう理解するのかというのは色々難しいと存じております。

このあたりについても、次回委員会でも議論できるかと思っておりますので、また持ち帰られて、目的であるとか基本原則について、こういった表現の方が良いということがあれば是非ご意見を出していただければと思います。他何か今の段階でお気付きの点等ございますでしょうか。

(委員)

よろしいでしょうか。第2項と第3項のところで、本文に「行われるもの」とすると、第3項のところで「行われるべきものとする」と入っているのですが、このあたりはどうなのでしょう。あまり他の条文では「べき」というふうに入っていないのですが。

(会長)

これは事前に見せていただいたのですがチェックを怠っておりました。ちょっとご説明いただけますでしょうか。他の用語等の整合性という観点から。

(事務局)

まだ条例精査というか条文化していませんので、あくまでそういったことだと思っただいた方がいかと思います。ですから条文化した場合は基本的に各国法との整合性とか文言整理とかは当然やっていきますので、実際は「行われるものとする」というような気もします。以上です。

(会長)

ありがとうございます。整合性、それから一方市民にとっての分かりやすさ、他方で他の条例との整合性について色々ご検討いただくということかなと思います。先程の「対等の立場」という点で事務局のご意見を伺うのを忘れてしまっていたのですがご説明いただけますか。

(事務局)

先生がおっしゃる通り実はこれは市が代行機関であるというのは元々そうなので、市長とか市というのは基本的には市民の方が治めるべきものを自分達で出来なくな

った社会においては代行機関として選んだということなので、当然主権者は市民であると。元々はそうなのですが、じゃあ市長というのは選ばれた形なので、1つ1つの市民にとっては対等でなければ、1対1の関係にはならないのですね。だからお互い話し合う時は対等でありましようということを込めたというのが私共の意見でございます。以上です。

(会長)

ありがとうございます。市民は主権者ですけれども、話し合う時には対等を原則とすることが大事だということですね。文言を仮にそのままにするならばやはり「元々市民は主権者なのだよ、でも、…」ということでも今ご説明いただいたことを考え方の所へ書き込んでいただいた方がご理解が得られるのではないかなと思います。他に何かお気づきの点ございますでしょうか。

(委員)

情報の共有とよく言うんですけども、いわゆる出す方は出す方、どちらも受ける方は受ける方、それぞれの文章、あるいは内容まで深く考えることを共有というかそこらへんお互い情報を出しましたよというふうな私共の自治会の方でもそうですけれども、こちらがお願いした、あるいは情報を出したのも取り方によっては色々ありますので、その共有という意味はどういうレベルを共有というのをそこらへん地域でも悩んでいるところですけども。

(会長)

重要なご意見かと思いますがこのご意見について現段階で何かご意見ありますか。

(事務局)

これもなかなか実際は市の方の情報公開条例とか色々つくって、隠しているものがないように公開するよということと、あらかじめ市民の皆さんに広報して知ってもらうよということでお互いが同じ土俵で話し合いましようというふうにお知らせしているところではありますと。それが実際そうなっているかどうかというのは別にしましていわゆるそういうのを目的にお互いが同じ情報の上になるべく同じ質と量を持ちましようということだと私は思っております。以上です。

(会長)

今までのご経験の中で、例えば情報共有というのは多分こういうことではないかというのは、ただ情報を一方的に市等が提出すればいいということではないのではないかと、あるいはただ情報公開を出せと言われたら出すだけでも足りないのではないかと、ということがここに含まれているように思うのですが、じゃあどうすればいいのかというのは私もよく分からないのですが、何か委員の皆様のご経験等から、情報共有とい

うのはこんなことなのではないかというイメージなどがあれば「考え方」の中に盛り込んでいけると、市が実際に詰めていく上での理念になっていくのかなと思います。

(委員)

自治会の関係で活動している場合は情報共有の場合一例ですけれども、地域の現場に立って説明をして、理解をしていただく。これはもう当然のことでありまして、充分理解をしていということが前提なのではないのかなと思います。

(会長)

ありがとうございます。これは3条などについては結局説明としてはこういうふうになってしまう、言葉としてはこういう措置も他にあるかもしれませんが、1つ1つの言葉がどういうことなのかということ、是非様々なご経験から出し合っていただければと。次回以降もこういった点についてご議論いただければと思います。それでは4条、5条についても、次回も議論をした方がいいと思いますが、現段階で事務局の方からご説明いただけますでしょうか。

(事務局)

4条なのですが、市民参画を推進する上で市長等の責務について定めたものということにしています。市民参画をするにあたってはより多くの市民に対して市民参画手続に参加していただくことがより重要であると考えておりますので、こういった規定を設けております。次に情報共有についても情報を提供する側としては積極的に、かつ分かりやすくするべきでありましょうし、また市民参画を進めるにあたっては幅広い市民等の意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めなければならないということです。あと一番大事なのが、市政については適切かつ誠実に説明責任を行うには義務ということをお定めしております。

第5条については逆に今度は市民の側の役割というか責務というかそういうことについてお定めしております。結局のところ、市民参画手続をしていく中では市民の皆さんの方が逆に市政に対する関心を積極的に市民参画を進めていただきたいということと、次に2項については市民参画の重要性を市民の方にも認識していただいて地域社会の課題等に主体的に取り組んでいただきたいと。3項が一番大事で市民参画の手続をするにあたっては、特定の個人や自分達の利益だけではなくて、市全体のことを考えながら将来の市、現在の市のこともふまえて念頭に置いて責任を持った行動をして市民参画に努めていただきたいということをお定めしております。以上です。

(会長)

ありがとうございます。今の4条、5条についてこの条文、あるいは考え方等につきましてお気付きの点はございますでしょうか。

(委員)

4条と5条の見出しなのですが、4条が市長等の「責務」で、5条が市民の「役割」なのですが、「責務」と「役割」、どう違うのかなということが気になるのですが。

(会長)

どうぞございましょうか。

(事務局)

自治基本条例のところでは若干その議論があったところで、「責務」としておくのはどうかという中の話で「役割」とさせていただいたところがありまして、実際は「責務」と書くのがいいのかどうかというところもありまして、市民参画をしていく上での認識していただきたいことを「役割」ということに、ちょっと見出しがおかしいかも分かりませんが、ちょっと検討させていただいたところでございます。

(会長)

事務局の方で原案を提示するとなると市町村については「責務」と言いやすいけれど、市民の方について「責務」というのは事務局の方からは言いにくいということもあるのかなというふうに推測いたします。そのあたりを含めてどうお考えになるのかなということかなと思います。他になにかお気づきの点等ございませんでしょうか。

(委員)

言葉だけなのですが、市民の役割の中で役割になった方がいいということと、もう1つは3項ですか、自らの発言と行動に責任を持ちその「責任」という言葉は検討委員会でも質問させていただいてちょっと拘ったんですけども、「責任」という重さ、別の言葉に言い換えていただけませんかというようなことで検討委員会の方でもちょっと質問をしたのですが、具体的にどんな名前が出るのか分かりませんが、例えば「誠実」とかそんなような言葉に置き換えられるかどうかですけれども、「責任」という言葉に引っ掛かりが検討委員会の時からありました。

(会長)

ありがとうございました。「誠実」というのを入れるとすると「誠実に発言し行動するように努める」とかに置き換えるとかそんな感じになりますか。

(委員)

何かに置き換えられたらなと思います。

(会長)

確かに「責任」はなかなか強い言葉だとは思いますが、その点についてはどうでし

ようかね。これくらい強いことを求めていったほうが良いという考え方もあるであろうし、責任を持ってと言われるといい知恵を気軽に出すことが出来なくなるというふうなこともあるのではないかなと思います。

今これらの条文について色々意見が出てきたところで、次回も引き続いてお気付きの点を議論いただきたいと思います。基本的な理念に関するものですので、これまで議論してきたような手法などをふまえて、そういったものを運営していく上でどんな理念になるのか、どんな原則になるべきなのか、また市長等や市民はそれぞれどんな責務か役割か、そういうのを負うべきなのかということになるかと思います。また今日若干意見が出た点をふまえてまたご検討いただきまして、もし次回お気付きの点がありましたら、出来ればこの点、こんなふうに直したらいいのではないかという具体的な修正案を含めてご提案をいただければ助かります。条文については説明になくても、あるいは考え方の方にこういうことも書き込んで欲しいということがございましたら是非積極的にご提案をいただければと思います。

本日は条例について議論するのはここまでと考えておりますが、今回はこの条例の残された部分、特に新しい点としましては27ページの21条市民参画推進会議というものになりますでしょうか。それから残された点について議論もありますし、特に市民政策提案手続関係、それから今の理念、原則、責務、等についての議論などを次回やる事ができればと思います。それからもちろん先程申し上げたように住民投票についても議論できればと思います。一応予定していた議事としてはここまででございますが、何か全体を通じてお気付きの点等ございますでしょうか。特にないようでしたら、以上を持ちまして本日の議事を終了させていただきます。皆様には長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。それでは事務局の方に進行をお返しいたします。

(事務局)

委員の皆様方には長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。それでは次回の委員会の日程をご案内します。今回は第4回平成22年11月12日來週ですけれども、また6時半から場所は同じでございます。それから今日ご審議いただきました政策提案手続に対する18条のところの要はこの案のきつい案に対しては資料としてまた来週早々こういうふうに作らせていただいたということで基本的には来週資料をお渡しするのは一応この部分だけで、あとは引き続きご議論いただくということでここだけをまた皆様の方にお渡しさせていただきたいと思います。それでは若干住民投票のことで言い忘れたことがございまして、住民投票については今現在地方制度調査会といいますか、総務省が自治基本の改正の中でそれをどうするかという取り扱いをしているのはなかなか事務局として非常に悩んでいるところということも若干付け加えさせていただきときたいなと思います。どういうことかといいますと、住民投票を作ると自治法違反になってしまうところもあるということも今現在私共の各自治体の方に調査が色々きてまして。そういう状況にもあるということ

を若干付け加えさせていただければと思います。以上です。

(会長)

考えてみればあと1週間ということで案を出してくれというのはかなり事務局に過剰な負担をかけているということに気付きました。出来る範囲でご検討いただきますよう宜しくお願い致します。条文についてはイメージの中でもしすでに議論してまとめられるものがあれば資料としてお配りいただいて、無理であれば来週こちらでということでもやむを得ないかと思えます。

(事務局)

それでは今まで議論していたところについては条文化をしまして、お示ししたいと。

(会長)

そうですね。今までの部分でさっきの「べき」をどうするかということもありましたが、18条などの方が重要な気が致します。

(事務局)

それでは以上を持ちまして本日の議事を終了させていただきます。ありがとうございました。